

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図および簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和7年12月5日

秋田市長 沼谷 純

- 1 調査を行った地区 秋田市雄和平尾鳥字広面および善知鳥の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和7年12月5日から同月24日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 受付場所 地籍調査室（河辺市民サービスセンター1階）
- 6 閲覧会場 河辺市民サービスセンター 3階SC会議室
- 7 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に秋田市長に対し、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 その他 地図は、令和6年11月測量、簿冊は令和7年11月18日現在の状況により調査して作成されたものである。